

第5回 聖籠町教育委員会定例会 議事録

日時：令和6年5月27日（月） 9：30～

場所：聖籠町役場3階 第2会議室

委員出席者

近藤朗教育長、佐藤政志委員、佐久間千都委員、高橋真弓委員
高橋恵委員

事務局出席者

須貝克徳教育未来課長・佐藤寿子ども教育課長・宮澤徳昭社会教育課長・
渡邊こまき図書館長・阿部香副参事（書記）・中島参事（事業説明）

○近藤教育長

これより令和6年第5回聖籠町教育委員会定例会を開催いたします。では、会議録署名委員の選出をお願いします。

○須貝教育未来課長

それでは、会議録署名委員ですが、佐藤委員、お願いします。＜佐藤委員承諾＞
1つお知らせがあります。令和6年第4回聖籠町教育委員会定例会の次第書と議案の誤字がありましたので、ご承知ください。

○近藤教育長

では、よろしくお願いします。行政報告に入ります。

- ・まちづくり懇談会の報告
- ・小学校の運動会
- ・各課ヒアリング
- ・総合戦略本部会議

質問はございますか。

では、続きまして、議案に入ります。承認第4号先決処分の承認を求めるについてをお願いします。

○佐藤子ども教育課長

それでは、承認第4号専決処分の承認の求めるについて、会計年度任用職員の分限休職処分の決定について。（概要説明）

○近藤教育長

このことについて質問ございますか。

○佐藤委員

先決処分書の2行目の聖籠町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の規定に基づき、と具体的な条例とか何条とか何項などの記載はないですが。

○佐藤子ども教育課長

確認します。

○近藤教育長

では、その他ございますか。

○高橋委員

この方はこういった理由でしょうか。簡単に教えていただけますか。

○佐藤子ども教育課長

（概要説明）診断書に基づいて対応したいという風に考えております。以上です。

○近藤教育長

よろしいですか。では、承認第4号、先決処分の承認を求めるについては承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。続いて承認第5号、先決処分の承認を求めるについてお願いします。

○佐藤子ども教育課長

それでは、承認第5号先決処分の承認を求めるについて聖籠町教育委員会委員の委嘱について（概要説明）

○近藤教育長

では、今ほどの説明について何かご質問ありますでしょうか。では、承認第5号、先決処分の承認を求めるについては承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。

続いて議案第12号、聖籠町こども家庭相談センター事業停止告示について、最初に概要説明があるということです。

○須貝教育未来課長

それでは、こども家庭センター設置に伴う議案がありますが、その前に、こども家庭センターの設置等について担当から説明させていただきます。

○中島教育未来課参事

よろしくお願いします。

- ・こども家庭庁の行政説明より
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律が成立
- ・こども家庭センターの設置が令和6年4月1日より努力義務となった

○近藤教育長

こども家庭センター設置について説明がありましたが、ご質問ございますか。

○須貝教育未来課長

では、議案第12号聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要項を廃止する告示について（概要説明）

○近藤教育長

今の説明について何かご質問ありますでしょうか。

○佐藤委員

先ほど説明とこの議案第12号は、今まで聖籠町が設置してきた子ども家庭相談センターの事業実施要項を終えて、6月1日からこども家庭センターを設置すると

考えていいわけですね。そうすると、こども家庭センター事業実施要項というのは今度新しく出てくるのですか。

○佐藤子ども教育課長

設置要項が町長の告示事項で、これとは別に議案が上がっております。これらが廃止または名称変更されることになりますし、事業実施要綱まで作るかということは、まだ議論されていません。それがあると具体的にわかるところですが、作らなければいけないものではないので、そこは町民に対してその示す上で要綱を作るかどうか議論したいと思っています。ただ、前段では、以前は作っていましたので、同じような形で作るべきと考えております。

○中島教育未来課参事

補足説明をお願いします。Q Aということで、設置要綱の制定に関わる国の回答としては、必ずしも条例、規則や用法などの制定を求めるものではないため、自治体において判断ということです。

○佐藤委員

国の方針はあくまでも参考であって、最終判断はそれを主導する各自治体の判断による、というのが通常の解釈だと思います。多分、子ども家庭相談センターという新しいシステムを立ち上げる時に、人、目的、ねらいなどかなり本格的な形で通常行われるかと。子ども家庭相談センター事業実施要項というのがあって、それを名称変更したり、やめる場合には告示が必要になってきたりという手間はかかるのですが、確かな方法がその実施要項だと思います。負担軽減ということで協議いただければいいですが、名称が変わり、実施要綱を廃止するわけなので、新しくするのが通常の形だと思います。ご判断はお任せします。

○近藤教育長

聖籠町は先駆けて子ども家庭相談センターを立ち上げておりまして、そこで実施要綱が定められておりましたので、新しくなったこども家庭センターは一体何をするのか。今までよりも曖昧になったという印象を受けるので、どのくらいの細かさで作成するかは、また検討をしながらです。検討をお願いします。そのほかございますか。

○高橋委員

子ども教育課とはあまり関係のないもの、全く違うセンターということなのでしょうか。

○須貝教育未来課長

子ども教育課と教育未来課があって、教育未来課の中に子ども家庭相談センターというのがあるのですが、その子ども家庭相談センターが今回、こども家庭センターということで、保健福祉課と連携しながら進めていく事業になります。

○高橋委員

わかりました。ありがとうございました。

○佐藤子ども教育課長

子ども教育課がまるっきりはまっていないというわけではありません。

○高橋委員

ありがとうございます。

○近藤教育長

付随する事務とか事業とか、関連はしてまいります。

○高橋委員

わかりました。

○近藤教育長

では、議案第12号、聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要項を廃止する告示については承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。

では、議案第13号、聖籠町教育委員会におけるスマートフォン貸与規定の一部を改正する告示についてお願いします。

○須貝教育未来課長

議案第13号、聖籠町教育委員会におけるスマートフォン貸与規定の一部を改正する告示について（概要説明）

○近藤教育長

このことについてはいかがでしょうか。では、議案第13号、聖籠町教育委員会におけるスマートフォン貸与規定の一部を改正する告示については承認いただけますでしょうか。（全員承認）ありがとうございます。

○佐藤委員

「子供」の標記について平仮名の「こども」漢字の「子ども」2通りが出てくるのですが、今後は統一しますか。

○近藤教育長

国のこども家庭センター設置のところで使われているのがひらがなですね。

○須貝教育未来課長

子ども家庭相談センターの方が子どもの子は漢字の子を使っています。こども家庭センターにする時に子どもの子をどうするかというところでしょうか。

○佐藤子ども教育課長

今後、聖籠町で子ども条例というものがございまして、子ども条例では子どもの子だけを漢字で表記するという形で、今までの経緯がございまして。当時は国もそうでした。今回のこども大綱を作った時に平仮名で国は表記しております。それを受けて、県のこども条例も審議会で議論して、漢字にするかひらがなにするかということで、「こ」は平仮名でいきたいと思います。町も、今後子ども計画を作らなければいけない動きになっています。その際に議論する予定です。

○佐藤委員

よくわかりました。国も表記は変えてきて、それに合わせなければいけないの

で、今のように同じ「こども」なのに片方が平仮名、片方は漢字とわかりづらいところが出てくるのですが、基本的には時間を置きながら、合わせていく。その時に、1 番やりやすい時に、一斉に変えるのが 1 番いいと。

でも、その代わり、手続きとしてたくさんありますね。

○近藤教育長

では、次へ進みます。議案第 14 号聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する告示について、をお願いします。

○須貝教育未来課長

では、議案第 14 号聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する告示について（概要説明）

○近藤教育長

これも先ほどと関連しておりますけれども、いかがでしょうか。それでは、議案第 14 号、聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する告示については承認いただけますでしょうか。（全員承認）

ありがとうございます。以上をもちまして議事を終了いたします。では、5 番、定例報告に入ります。教育未来課長、お願いします。

○須貝教育未来課長

- ・表彰実績等に関わる報告
- ・事業実施計画について
- ・勤務状況に関する報告
- ・聖籠町の公募による配置
- ・特別支援学級に関する適切な運営について
- ・教育委員の学校訪問についての提案
- ・不登校傾向児童生徒の状況報告

○近藤教育長

今ほどの説明について、いかがですか。

○佐藤委員

了解しました。教育委員の学校訪問についての案ですね。確認ですが、年間で 1 校で、小学校が 3 校で中学校が 1 校、つまり 4 校をローテーションするということでしょうか。そして、我々の任期は多分 3 年ですね。

○須貝教育未来課長

4 年です。

○佐藤委員

それで、任期の間に 1 回ずつ訪問するという形ですね。分かりました。

○須貝教育未来課長

様々な方々が色々と訪問される中で、管理主事や民生委員の方など機会があります。そのため、訪問回数や日程の再検討が必要かもしれません。日程の調整も難し

い部分がありますが、できる限り柔軟に対応したいと思います。学校側に負担をかけないように、ありのままの状況を把握してもらいつつ、ICT を活用した学習の公開などの提案も考えています。

○近藤教育長

では、学校訪問について皆さんのご意見を伺えたらと思います。

○高橋委員

私は、自分の子供が中学校と小学校に通っているの、日々学校に行くことがあります。その経験といろいろな負担を考えると、この案は妥当なのではないかと思っています。

○近藤教育長

学校では年に数回、全校で参観日を設けていると思います。今は、全校で同じ日に行われているのか、それとも学年ごとにバラバラで、例えば今日は 1 年生の参観日という具合に分かれているのか。参観日については、学校が開放されているのであれば、自由に行っても良いのでしょうか。

○須貝教育未来課長

地域の方や保護者だけでなく、様々な人々に参加してもらえるような情報提供が、例えば、学校から参観日の予定を集約して送ってもらい、教育委員の皆さんにも共有することで、興味を持って参加される方もいらっしゃるかもしれませんね。規定は 1 回ですが、他の学校の予定も知っていれば、自由に見学する機会が増える、そのような形を考えることもできるかと思っています。

○高橋委員

はい。私の子供は授業参観に 1 時間だけ参加することがありますが、以前はもっと長い時間で、フリー参観などがあったので、他のところもいけるようでしたら見やすいと思います。

○近藤教育長

学校の考え方も様々だと思いますので、いろいろなやり方や考え方を確認して、できる限りご案内できるようにであれば、案内をする形にしましょう。ただ、それは完全に自由な形式で、見学できればと思いますけれども。まとまって行く形になると、学校側はかなり考えなければならないでしょうね。普段の様子を見ることがいいと思います。

○佐藤委員

任期の関係で、4 年間で 4 校を訪問し、1 回ずつという形、そのときは形式を整えるという形ですね。それで良いのではないのでしょうか。また、学校がオープンな時に訪問して、その様子を見ることが仕事の一環ですので、学校側の負担を軽減する形で対応してもらうのは賛成ですが、ただし、学校行事の中でも、例えば体育祭や文化祭、卒業式、入学式などの案内に関して、各小中学校の方法がバラバラだという点が気になります。

配慮がある学校もあれば、そうでない学校もあるようです。各学校の統一された方法で案内があれば、子どもたちや学校の様子が把握しやすくなるでしょうし、その点では共通の形で対応してもらおうとありがたいです。

○須貝教育未来課長

一旦持ち帰って検討したいと思います。

○高橋委員

議員や民生委員の方が訪問する際に参加することはできるでしょうか。

○須貝教育未来課長

議員の訪問は要請があった場合に限ります。その日の視察や、特定の観点からの見学などの機会があります。ただし、これはおそらく個別の要望に応じるもので、そこに参加するのは難しいと思います。

一般の方の参観などに関しては、学校側もそれを積極的に受け入れたいと考えられますので、そうした方針で考えていきます。

○高橋委員

そうさせていただきます。ありがとうございます。

○近藤教育長

以上のような考え方を基本として、内部で微調整を行い、決定したことについては、次回以降の会議でお知らせします。

○高橋委員

その他の施設についても同様の方針でしょう。給食センターなどの施設に関しては今まで通りでしょうか。

○須貝教育未来課長

それらの施設に関しては、要請があった場合に対応します。基本的には、学校のみとして、例えば、新しい施設ができるなど、町の中で大きな変化があった場合など、要望があれば訪問を検討するという方針が良いと思います。

○高橋委員

分かりました。

○近藤教育長

では、その他の点についてはいかがでしょうか。ありがとうございました。それでは、次に子ども教育課長の報告をお願いします。

○佐藤子ども教育課長

- ・ 6月の補正予算に関連して予算計上した項目について
- ・ 学校給食費の収支状況について
- ・ 工事スケジュール

○近藤教育長

今回の説明について、皆様のご意見はいかがですか。それでは、続いて社会教育課長の報告をお願いします。

○宮澤社会教育課長

- ・ 6月の補正予算 人事異動に伴う人件費の変動のみ
- ・ 実施報告書

○近藤教育長

報告について、何かご意見はありますか。

○佐藤委員

休日の地域クラブ活動に関する報告、紙面に反映していただき感謝します。ただ、このタイトルには少し違和感を覚えました。タイトルを見ると、休日の中学校の部活動に関するものではなく、中学校の部活動の地域移行についてのお知らせになると思います。また、“試みの行い”という表現が頻繁に使われていますが、これは私たち大人には問題ありませんが、子どもたちは実験の被験者のように感じるかもしれません。彼らにとってはこれが一度だけの機会ですから、試みや実験の対象ではないと感じるでしょう。そのため、“試み”という表現よりも“先行実施”の方が適切だと思います。以上、2点です。

○宮澤社会教育課長

今の段階では構成ギリギリですので、次回の案内時に変更させていただきます。

○佐藤委員

はい、ありがとうございます。これまでも多分“試行”という言葉は使っていたと思いますが、気になったので指摘しました。

○宮澤社会教育課長

了解しました。ありがとうございます。

○近藤教育長

表題に関しては修正されましたよね。

○宮澤社会教育課長

はい、表題については修正されました。

○近藤教育長

他に何かありますか。よろしいですね。ありがとうございました。次は図書館の報告です。

○渡辺図書館長

- ・ 6月補正について
- ・ 4月と5月の活動実績と6月の活動予定について
- ・ 4月の図書館の利用状況について

○近藤教育長

報告について、何かご意見はありますか。

次回の会議は6月25日の9時半です。それでは今日はこれで終わりにします。ありがとうございました。以上により、令和6年第5回聖籠町教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました。

以上のとおり、令和６年第５回定例会の会議録に相違ないことを証明する。

令和６年５月２７日

教育長

委 員
